

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本捜三第854号  
平成24年12月7日  
宮城県警察本部長

質屋、古物商等報償要綱の制定について（通達）

質屋、古物商等に対する報償については、「質屋、古物商等に対する報賞制実施要綱の改正について（通達）」（昭和42年5月23日付け宮警本捜一第1969号ほか。以下「旧要綱」という。）により運用してきたところであるが、この度、旧要綱を改め、別添のとおり質屋、古物商等報償要綱を制定し、平成25年1月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は廃止する。

## 別添

### 質屋、古物商等報償要綱

#### 1 趣旨

この要綱は、強盗、窃盗事件等の早期解決と被害品の発見、回復に際し、これに協力した質屋、古物商等に対する報償について必要な事項を定め、もってその協力により受けた損害を救済して積極的な捜査協力の推進を図るものである。

#### 2 適用範囲

この要綱の適用範囲は、県内において質屋、古物商及び金属くず業を営む者とする。ただし、必要がある場合は、県外の者に対しても報償することができる。

#### 3 報償の基準

報償の基準は、報償基準表（別表）のとおりとする。ただし、報償区分の2級又は3級に該当し、かつ、報償を受ける者（以下「被報償者」という。）の受けた損失額が5万円を超えるときは、5万円を上限とする。

#### 4 報償の申請

刑事部捜査第三課長（以下「捜査第三課長」という。）又は警察署長（以下「署長」という。）は、報償の基準に該当する事案があると認めたときは、速やかに報償金交付申請書（別記様式第1号）により警察本部長（以下「本部長」という。）に申請するものとする。

#### 5 審査

- (1) 4に規定する申請があったときは、刑事部長は速やかに該当事項の適否を審査するものとする。
- (2) 本部長は、前記(1)の審査に基づき捜査協力、損失状況等を勘案して報償区分及び金額を決定するものとする。

#### 6 審査結果の通知

刑事部長は、前記5-(2)の規定により報償することが決定されたときは、速やかに報償金審査結果（決定）通知書（別記様式第2号）により捜査第三課長又は署長に通知するものとする。

#### 7 報償金の交付

被報償者に対する報償金の交付は、当該報償を申請した捜査第三課長又は署長が行うものとする。

#### 8 事務

- (1) この要綱の運用に関する事務は、捜査第三課長が所掌する。
- (2) 報償事案の処理経過については、刑事部捜査第三課に報償申請処理簿（別記様式第3号）を備え付けてその事務処理を明らかにしておくものとする。

## 別表

## 報 償 基 準 表

報償 区分	報償金額	認 定 基 準
1 級	1 万円以内	質取り、買受け又は交換に際し、不正品の疑いを抱き、警察官に申告して犯人検挙又は事件の解決に協力して、その功績が顕著であるとき。
2 級	損害額の 50%～100%	保管中の物品について不正品の疑いを抱き、積極的に警察官に申告して犯人検挙又は事件の解決に協力して損害を受け、その功績が顕著であるとき。
3 級	損害額の 30%～100%	保管中の物品が品触れ、手配等に該当し、警察官に届出をして、犯人の検挙又は事件の解決に協力して損害を受け、その功績が顕著であるとき。

注 報償額の「30(50)%～100%」とは、損失額を基準として、捜査協力の度合いを勘案して決定するものである。

宮城県警察本部長 殿

第 年 月 号  
日 長

報 償 金 交 付 申 請 書

被 報 償 者	住 職 氏 年	所 業 名 年 齡	
事 案 の 概 要	被 疑 者	本籍 住居 職業 氏名 生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	犯 罪 事 実		
	捜 査 経 過		
協 力 の 内 容			
報 償 に 対 す る 意 見	1 損 害 額	_____ 円	
	2 報 償 区 分	<input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級	
	3 申 請 額	_____ 円	
	<input type="checkbox"/> 損 失 額 の	%	<input type="checkbox"/> 限 度 額
審 査 結 果	<input type="checkbox"/> 適		<input type="checkbox"/> 否

注 審査結果欄は記入しないこと。

別記様式第2号

殿

宮本捜三第 号  
年 月 日  
刑 事 部 長

報償金審査結果（決定）通知書

年 月 日付け質屋・古物商等（ ）に対する報償金交付  
申請について審査した結果は、次のとおり決定したから通知する。

記

1 申請対象者

被報償者

住 所

職 業

氏 名

歳

2 報償金額等

(1) 報償区分（ 級 %）

(2) 金額 円

